

適正原価についてお伺いしたい事項

令和 8 年 8 月
経済産業省物流企画室
農林水産省食品流通課

【基本情報について】

○団体名又は社名について記載してください。【必須】

○事業者の場合は、所属している業界団体を記載してください。【必須】

○担当部署名、役職、氏名、について記載してください。（御回答の内容に応じてヒアリングを設定させていただく場合もございますので、御連絡先についてはお間違えないよう、御記入ください。）【必須】

○電話番号、メールアドレスについて記載してください。【必須】

○貴団体の会員事業者の主な主たる業種を選択してください。【必須】

- ☐農業 ☐林業 ☐漁業 ☐鉱業、採石業、砂利採取業 ☐建設業
☐製造業（飲食料品以外） ☐製造業（飲食料品） ☐電気・ガス・熱供給・水道業
☐情報通信業 ☐運輸業、郵便業 ☐卸売業（飲食料品以外）
☐卸売業（飲食料品） ☐小売業（飲食料品以外） ☐小売業（飲食料品）
☐金融業、保険業 ☐不動産業、物品賃貸業
☐学術研究、専門・技術サービス業 ☐宿泊業 ☐飲食サービス業
☐生活関連サービス業、娯楽業 ☐教育・学習支援業 ☐医療、福祉
☐複合サービス業 ☐サービス業（他に分類されないもの）
☐公務 ☐分類不能の産業

- ① 適正原価の制度設計に際して、特に勘案すべき貴業界特有の物流の事情等がありますか。特に無い場合は「特に無し」と記載してください。【必須】
例) 輸送以外の業務（保管、流通加工、仕分け、荷役等）と一体での契約等、特殊な契約形態にあり、物流費のみでの契約・交渉が困難となっている。

- ② 適正原価を算出するための項目について、基本的には「標準的運賃」を踏襲とした設計とすることが想定されます。現行の標準的運賃の制度において、運送実態と乖離している等、課題に感じる点などがありましたらご教示ください

- ③ 別紙適正原価の検討会資料の論点を御覧いただき、こういった論点も追加すべきという御意見や、適正原価が導入されるにあたっての効果や懸念等について前広に御記載ください。特に、今回の告示においては別添「02_適正原価の設定に向けた論点提示」のスライド8枚目の通り算定式とその構成要素の形式で定められる予定であることから、当該構成要素について、業界特性や効率化に向けた取組との関係で懸念点・ご意見があれば御記載ください。

以上